

令和3年4月28日

保健学研究科
医学部保健学科 学生 各位

保健学研究科長
医学部保健学科長
安田尚史

緊急事態宣言の発出に伴う授業等運営方針について

令和3年4月16日付で、「新型コロナウイルスに対する保健学研究科・医学部保健学科の緊急対応について」を通知したところですが、その後4月23日に兵庫県を含む4都府県に対して緊急事態宣言が発出され、本学の授業実施については6月13日までの間、遠隔での実施が可能な授業については、できる限り遠隔授業を実施する方針が示されました。

これにより、保健学研究科・医学部保健学科の授業等運営方針については、6月13日までの間、下記のとおり取扱うこととします。

なお、緊急事態宣言解除後においても本方針によるものとしますが、今後の感染状況、神戸大学の方針、政府及び自治体からの要請に応じて、逐次見直しを行うことがありますので、随時HP及びうりぼーネット掲示板の通知を確認するようお願いします。

記

1. 授業の実施について

- (1) 「講義」については、原則として遠隔授業を実施します。大学院講義等の少人数授業を対面により実施する場合は、感染防止対策を十分行った上で実施します。
- (2) 「演習・実験・実習（学外実習除く）」については、可能な場合は時期を変更するか、遠隔授業に切り替えて実施します。
対面により実施する必要がある場合は、感染防止対策を十分行った上で、できるだけ人数を分散して実施します。
- (3) 「臨床実習（学外実習）」については、実習先施設の事情等考慮した上で可能な限り実施します。なお、予定している実習の中止や変更の可能性があります。

※授業の実施については、各自で BEEF 等を確認し、授業担当教員からの指示に基づき行動して下さい。

※対面授業出席のため遠隔授業を自宅で受講することが困難な場合は、各授業教室のアクセスポイントを利用してください。

2. 大学院生の研究活動について

学内での研究活動は、指導教員の許可の下、感染防止対策を十分行った上で実施してください。

3. 課外活動（クラブ・サークル）について

活動するキャンパス、公認・非公認団体に関わらず、全ての活動参加自粛を要請します。ただし、オンラインによる活動は制限しません。